

群会議の話題

第425号

2020年9月7日発行
大田区西蒲田6-17-4
東京土建大田支部
TEL 3731-5527
FAX 3735-1537
HP. <http://doken-ota.jp>
メール. info@doken-ota.jp
©9月1日組織人員
現在4,500人

今月のテーマ
ウィズコロナの中での拡大は
できることを追求していきましょう！

熱中症には、まだまだ注意を！
新型コロナウイルスの猛威は衰えることなく暑かった8月が過ぎました。9月に入り暑さのピークは過ぎましたが、日中は大変暑い日もありますので、まだまだ熱中症への警戒も怠ることはできません。

新型コロナウイルスの感染状況は、都内を中心とした一部の大都市だけにとどまらず、地方にも広がりを見せています。さらに、日ごとに感染状況が変わり先の予測が難しいところですが、私たちは、日々の情勢を注視しながら、感染対策と熱中症対策を心がけて、仕事に組合運動に取り組んでいきましょう。

秋の拡大月間始まる！
さて、いよいよ秋の拡大月間（仲間を増やす取り組み）がスタートしました。すでに9月8日から、大田支部の宣伝カーが大田区内を駆け巡って、組合の宣伝活動を行なっています。また、協力いただいた組合員のお宅や

事業所等には組合紹介の立て看板を設置して東京土建をアピールしています。加えてこの秋も紹介者キャンペーンを実施しており、期間中に加入した組合員の紹介者には、抽選で豪華な景品が当たる可能性があります。この機会にぜひ、周囲の加入検討者を組合にお誘いください。

この秋の拡大運動は、新型コロナウイルス感染防止のため、できるだけ広い会場で3密を避けながら短時間で集中した行動を行なっていきましょう。支部からはフェイスシールドやゴム手袋の配布を分会に行ないましたので、諸会議における新型コロナウイルスの感染予防にお役立てください。

さらに、私たちはこの秋の具体的な拡大行動として、行動参加者をグループ分けして密を避けることや、ポスティングや電話掛け、普段から対象者の確認や、現場での声掛けを行うことなどを意思統一してきました。ウィズコロナの中でも、組合員一人ひとりができることを追求して秋の拡大目標達成を目指しましょう。

どけんカレンダー (2020年9月13日～10月24日)

日	月	火	水	木	金	土
13	14	15	16	17	18	19
9月	分会執行委員会	拡大行動日	群会議	拡大行動日	分会集約会議	
20	21	22	23	24	25	26
			拡大行動日		拡大行動日	
27	28	29	30	1	2	3
		拡大行動日		10月 拡大行動日		
4	5	6	7	8	9	10
		拡大行動日				
11	12	13	14	15	16	17
	分会執行委員会	拡大行動日		拡大行動日	群会議	
18	19	20	21	22	23	24
	分会集約会議	拡大行動日		拡大行動日		

◆当面の予定◆

★無料法律相談・税務相談会
9月の無料法律相談会と税務相談会はありませんが、緊急の相談については、支部にご連絡ください。

☆建築相談会（予約制）
日時 10月1日（木）午後6時
会場 支部会館6階

※分会、群の会議日程は、地区により前後しますので必ず実施会場とあわせて地域の役員さんに確認してください。

白抜きの日は業務休止

労働保険料の引き落としについて

コロナ禍により労働保険の更新手続きが遅れ、委託事業所の皆様には大変ご迷惑をおかけしました。また、郵送でのやりとりにご協力頂き感謝申し上げます。

つきましては、左記日程にて労働保険料の引き落としを致します。

【引き落とし予定日】

- 第一回目…10月5日(月)
- 第二回目…11月5日(木)
- 第三回目…12月28日(月)

新型コロナウイルス関連の国保制度が創設されました

■土建国保料を減免します！

【対象となる可能性がある方】

- ①世帯主が死亡した組合員
- ②世帯主が重篤な傷病を負った組合員
- ③収入の減少額が前年の収入の30%以上の組合員

■新型コロナウイルス感染症手当金

【対象となる可能性がある方】

- ①給与・報酬等の支払いを受けている方で、労務不能となった組合員・家族
- ②個人事業主・一人親方の方で、医療機関で労務不能と認められた組合員

制度の詳細は支部までお問い合わせください

※10月以降、内容が変更となる可能性があります

※対象の事業所へは、金額等を記載した通知を改めて送ります

◎持続化給付金◎

受付期間は1月15日までです。

(業務委託契約を結ぶ給与申告者も対象です)

【給付額の算定方法】

※前年の総売上ー(前年同月比▲50%月の売上×2か月)
個人事業者は最大100万円まで
(法人は最大200万円まで)

■必要書類■

【事業申告者】確定申告書類(19年)、減少月の売上台帳、通帳、身分証明

【給与申告者】源泉徴収票、業務委託契約書(会社との契約書類)

【相談・問合せ先】

持続化給付金事業コールセンター
0120(115)570

※土曜以外 8時半～19時

◎緊急生活応援ローン

(事業主・一人親方・

従業員向け) 支部独自◎

【金額】最高100万円、最長10年、金利1.5%(金利1年目のみ支部負担・後払い)

【必要書類】免許証、健康保険証

確定申告書3年分

【申込】中央労働金庫蒲田支店

【問合せ】(3738)6251

◎大田区中小企業あつせん「新型コロナウイルス対策特別資金」◎

申込期限が6月30日から当面延長となりました。直近1ヶ月の売上が前年比5%以上減少している事業者が対象です。

【融資額】5000万円

【返済期間】108か月以内

【申込先】大田区産業振興課
(3733)6185

◆空調服購入補助◆

組合員が購入した空調服等につき支部から補助を行います。

【購入期間】令和2年4月1日～10月31日

【申請期限】令和2年11月2日

【申請方法】申込書にレシート・領収書を貼り支部へ提出

【補助額】2000円(実費上限)

※1人1回のみ申請可能で、先着100名(残りわずか)です

◆ミドリ安全の空調服◆

本部があつせんを行なっています。組合員は限定特別価格でご購入頂けます。右記の補助が利用可能です。ぜひご利用下さい。

新型コロナウイルス 感染防止のお願い

◎今後の状況に注意を

感染拡大第二、第三波がいつ起きてもおかしくない状況で、今後、群会議や集金方法が再び変わる可能性があります。案内通知や群会議での最新情報に注意してください。

◎来所の際は感染防止

にご協力を

支部事務所では受付窓口に飛沫拡散防止シートを設置して通常業務を行っています。来所する方には会館入口や受付窓口に設置するアルコール液での手指消毒とマスクの着用をお願いしています。

書記局員もマスク着用で対応しています。感染防止にご協力ください。

◎諸手続きは郵送で

現金のやりとりを要さない諸手続きに関しては、書類郵送にて行うことができます。申請書類は支部ホームページよりダウンロードできるものと、原本によるものがありますので、問い合わせの上、お急ぎの申請でない限り、郵送での申請を極力お願いします。